

## 第4章 メキシコの対外通商法の生成と発展 —GATT加入をめぐって—

### はじめに

メキシコの対外通商は、歴史的に米国との関係を中心に発展してきた。しかしそれは必ずしも友好的なものではなく、1821年によく独立を達成した後も、米国と国境を接しているということでさまざまな形で圧力を受けてきた。たとえば1825年には友好通商航海条約の交渉が開始されたが、米国は最恵国待遇、内国民待遇、相互主義など自ら有利になる条件を要求した<sup>(1)</sup>。また、1836年から54年にかけて、メキシコは米墨戦争による領土の割譲や買収などの形で、広大な領域を米国に譲り渡すことになった。同時にメキシコ国内に対して、米国は多額の投資を行うことによって大部分の鉄道と炭坑を支配し、土地の多くを取得し、また主要な一次産品の経営権を握るに至った。そして1910年の革命の際には、自国民の財産等を保護するためと称して外交的・軍事的措置を執り、その影響力を行使した。

19世紀後半から再び通商協定<sup>(2)</sup>の交渉がもたれるが、ようやく実効性を有する形で締結されたのは1942年の互恵貿易協定<sup>(3)</sup>であった。折しも勃発した第二次世界大戦はメキシコのヨーロッパ市場を失わせることになり、その結果メキシコの対外通商は以前にも増して米国に集中せざるを得ず、高度な依存性を示すことになった。

一方、戦後の国際通商体制の規律は国際貿易憲章（ITO）の失敗により、貿易の自由化を原則とする「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）<sup>(4)</sup>が担うことになった。しかし、米国との互恵貿易協定の条項の多くがGATTのモデルになったとさえ言われている<sup>(5)</sup>にもかかわらず、メキシコは長い間GATTに加入することはなかった。経済的規模からすれば、GATT枠外にある数少ない貿易大国であったが、メキシコは独自に保護貿易を基本とする国内法制を整えていくのである。

ところが、国内経済が低迷していくなか、1976年頃から徐々にではあるが規制が緩和され始めた。1979年のGATT加入申請もその表れである。この時は国内論争の結果、加入が見送られたが、その後も経済事情が悪化するに伴い通商規制は自由化へと転換していった。そして、米国との通商関係が強化される一方、1986年1月には新しい対外通商法の制定に至ったのである。この法はGATTが認めている規制措置を採用し、GATT法制との調整がみられる。時を同じくしてメキシコは再びGATT加入を申請し、今回は議定書を受け入れて、86年8月に92番目の加盟国となったのである。

本章ではGATT加入をめぐる一連の流れの中で、メキシコの対外通商法を中心とする法制が、いかに生成され発展を遂げたのか検討する。以下、まず第二次大戦以降のメキシコの通商政策の変遷を追い、次に最大貿易相手国である米国との通商関係と法を確認し、さらにGATT加入の過程を整理して、最後にGATT加入に伴うGATT法の適用とメキシコの対外通商法等の関係について検討する。

## I 通商政策の変遷

### 1. 1947年～1975年

1947年にITOが失敗に終わり、GATTが調印された年に、メキシコは輸

入管理制度を作っていた。GATT の条項が貿易の自由化を基本としていたのに対して、メキシコはラテンアメリカ諸国の中でも高度な保護主義路線を歩んだ<sup>(6)</sup>。すなわち、メキシコは複雑な輸入ライセンス制、高関税、政府補助金等を使って、輸入代替による工業化を目指した通商政策をとったのである。メキシコは、国境を接している最大の貿易相手国である米国の依存度を下げるために、輸出相手国の多様化と最大限の自給自足を目指していた。したがって、この政策には米国からの経済的自立が強く反映されていた。

実際、輸入代替型の政策は製造部門の発展に役立ち、安定した経済成長を遂げることになるが、手厚い保護を受けてきた国内産業は国際競争に耐え得るものではなかった<sup>(7)</sup>。そして暫くして限定された国内市場での成長が滞つてくると、公共部門の支出を拡大して、高コストな資本集約部門にまで輸入代替工業化を進めた。その結果、大幅に財政バランスを崩すことになったのである<sup>(8)</sup>。

## 2. 1976年～1981年

1976年に、エチエヴェリア政権の経済計画は国際収支の悪化によって破綻した。それまで過大評価されていたペソは8月31日に大幅に切り下げられ、それにより経済が下降した。これに対してメキシコは76年の後半から国際通貨基金（IMF）とスタンダードバイ融資の交渉を開始し、まもなくIMFと安定化プログラムの合意に達した。このプログラムは、貿易自由化および金融・財政の引締めを要求した<sup>(9)</sup>。

輸入事前許可の一部は、IMFと交渉をしていた時から漸次、関税に代替され始めた。また、関税を決定する際の評価額も「公定価格」から「標準価格」に変更され始めた。これは、国内産業の国際競争力を阻害するような過度の保護政策を改め、合理的な保護を検討し始めた表れである。ただし、保護政策を関税に切り換えつつも、実際はその後も輸入許可制は維持されたのである<sup>(10)</sup>。

まもなく新油田の発見や石油価格の高騰で、自国の石油資産が予想より大きいことが分かると、メキシコは安定化プログラムを放棄して、再び公共部門を中心に財政支出を増加させた<sup>(11)</sup>。新油田の発見は76年の経済危機から経済を立て直し、石油輸出とそれを基礎にした外国からの借款が必要な外貨を供給したので、82年までは輸入代替型の政策が継続されることになった<sup>(12)</sup>。

この時期に自由化に目を向けつつあったポルティリョ政権は、GATTへの加入を考えて、79年から交渉を進めていた。しかし、石油を武器とすることが可能となったメキシコは多数国間の貿易交渉よりも有利な二国間の交渉を望んでいたこと、国内に強い政治的反対圧力が発生したことなどによってこの時点でのGATT加入を見送った。

### 3. 1982年～1984年

1982年に石油価格が暴落し、同時にメキシコは債務危機に陥った。為替管理制度が導入され、ほとんどすべての品目にわたって輸入許可が要求されるようになった<sup>(13)</sup>。対外債務のリストラクチャーが交渉される一方、IMFとは構造改革プログラムを含む広範な安定化が合意された<sup>(14)</sup>。また世銀からは、1982年の国家開発計画中の貿易自由化の実施方法について協議を重ねてきた結果、輸出企業の投入材の輸入自由化を条件に輸出開発融資が、また非関税障壁削減による輸入の自由化および貿易政策の改革を条件に貿易政策融資が提案された<sup>(15)</sup>。

危機脱却のため、デラマドリ政権は経済安定化と構造調整に取り組むことになり、大きな政策転換の必要性が明らかとなった<sup>(16)</sup>。そして、これを契機に輸出促進、貿易自由化政策に乗り出すことになった<sup>(17)</sup>。83年からは国家開発計画(PND)が開始され、84年に工業・貿易振興国家計画(PRONAFICE)が、85年に輸出振興総合計画(PROFIEX)が相互補完的に、非石油商品の輸出拡大、貿易対象地域の多様化、および選択的輸入代替を目指した。これにより輸出促進および対外競争が促進されることになった。

#### 4. 1985年以降

当初は好調であった安定化政策も、1985年にはIMFと合意していた目標に達せず、財政赤字の拡大、インフレの昂進、国際収支の悪化等を招来し、失敗に終わった<sup>(18)</sup>。民間銀行の融資手控え、石油価格の暴落、9月19日の破滅的な大地震によって経済は再び不況へと追いやられた<sup>(19)</sup>。そのためさらに根本的な構造調整の必要性が認識され、開放的な経済政策の具体化が強く要求されることになった<sup>(20)</sup>。

そこで世銀はメキシコの貿易自由化を支援するために、関税引き下げ、数量規制、公定価格制等の非関税障壁の削減・撤廃を主な条件として貿易政策融資を、また輸入自由化に対応できる国際競争力をつけることを目的に工業技術開発融資等を供与し始めた<sup>(21)</sup>。

この一連の流れの中で、1985年11月、メキシコ大統領のデラマドリはGATTに加入する旨の声明を出し、再び交渉を開始した。86年1月13日にメキシコは新しい対外通商法を制定し、アンチダンピング、相殺関税、およびセイフガード手続を設けた。そしてこの年の8月によくGATTに加入することになり、87年7月、GATT東京ラウンドの4つの協定に署名した。またGATT加入時の公約に従って、1988年12月末に、徐々に進められてきた関税評価のための「公定価格」が完全に廃止された<sup>(22)</sup>。そしてこれ以降も、概ねGATTの原則に基づいた自由貿易政策の路線を堅持し続けている。

## II 対米通商と法

メキシコと3400キロもの長い国境を接する米国は、同国にとり長年にわたり最大の貿易相手国である。また逆に米国にとってもメキシコは、カナダ、日本に次ぐ重要な貿易相手国である<sup>(23)</sup>。マキラドーラを中心に取引は活発で

あったが、それにもかかわらず一時期を除いて、メキシコと米国との間には公式な通商協定が存在しなかった。こうした事実もあり、米国はメキシコのGATT加入に積極的であり<sup>24)</sup>、加入にあたって大きな影響を与えたことに注目しなければならない。

米墨間で実質的に初めて締結された通商協定は、1942年の互恵貿易協定であった<sup>25)</sup>。1943年1月に発効したこの協定は、前文で「無条件かつ無制限な形での平等待遇原則を通商関係の基礎として維持すること、また貿易の促進のために相互互恵的な譲許および利益を付与すること」、そして第1条では、第三国に与えられた、または将来与えられるであろう、輸出入に関する関税、手続、規則および法に対する利益、特典、特権または免除は、即時にかつ無条件に米墨間相互の類似規定に適用されることが記されている。

この協定は、通商一般に適用されるべき規定として作成されており、メキシコの途上国としての地位は特別に考慮されておらず、1947年のGATTと同様にすべてにおいて形式的平等、相互主義・最惠国待遇原則を要求している。経済力の優る米国はメキシコへの進出を伸ばすことになったが、メキシコでは保護主義が台頭し始めていた。そしてこのためメキシコは協定改正を迫ったが、結局交渉は行き詰まり、メキシコの要求で1950年12月に終了することになった<sup>26)</sup>。

その後、1973年に東京ラウンドが開催され、その関連で二国間の交渉が進められる一方、米国はメキシコの通商政策に予見可能性を持たせるために、GATT加入を促した<sup>27)</sup>。米国は1979年にメキシコが行ったGATT加入の申請を歓迎したが、80年にメキシコがGATT不加入を決定したため、在墨米国大使のナーヴァはメキシコの決定を公に批判した。これに対してメキシコ側は、これを受け入れ難い米国の圧力の一例であると受けとめたのである<sup>28)</sup>。

1981年6月、通商貿易共同委員会が設置された。同委員会は、二国間の貿易と経済問題を議論する場として予定されていたが、82年のメキシコの経済危機等によってほとんど機能しないままに終了した<sup>29)</sup>。ようやく85年4月に3年を期限とする「補助金及び相殺関税に関する米墨間の了解」が締結され

た<sup>(30)</sup>。米国ではこの協定が存在する前は、メキシコが補助金を出している事実さえ確認できれば自動的に相殺関税が課され、injury test の適用は要件とはされていなかった。しかし協定発効により、米国の企業に実際に損害が発生する形で補助金が出されていることが確認されるまで、相殺関税は適用されなくなつた。

協定前文では、米国はメキシコの途上国としての地位を認め、途上国にとって補助金は経済開発計画に必要であること、またメキシコが輸出部門を含めた産業を援助する政策および措置をとることを禁じないこと、そして輸出補助金の使用が競争および発展の必要性と合致しない場合、メキシコはその削減または廃止に努めるべきであること、が記されている。

メキシコは「米国の貿易または生産に重大な損害を生じさせる方法で」輸出補助金を使用してはならないことが協定で記され、具体的には3つの政策措置について言及されている。すなわち、(a)CEDI（還付金制度）に輸出補助の要素を含めないこと、(b)輸出補助または振興措置となるエネルギーまたは石油化学商品に対する価格慣行をとらないこと、そして(c)輸出補助として有利な短期の輸出融資を行わないことを挙げている。メキシコは輸出補助金を使わないことに合意したが、他の補助金については、重要な政策目的のためには、現在そして将来にわたってそれを維持することを米国が認めた形となっている。つまり、米国は上記の三つの場合を除いて、メキシコの開発計画に輸出補助金の要素が存在していないことを認め、輸出産業をも含めメキシコが産業を支援することを禁じなかつたのである。

また協定締結の際、貿易および投資関係に関する原則および手続の枠組について交渉を開始する旨の共同声明が出された<sup>(31)</sup>。声明では、通商・投資関係を改善するためには、枠組協定が必要であること、メキシコの発展途上国としての地位が認められること、枠組協定は内国民待遇および最惠国待遇原則を基礎とすることなどが述べられている。交渉の結果、1987年11月6日、「貿易及び投資関係に関する協議のための原則及び手続の枠組に関する了解」が、米墨間で締結された<sup>(32)</sup>。これは行政協定であるが、この協定が締結

されるまでは、通商関係を包括的に規律する公式な協定は長い間存在せず、同国は紛争が起こる度に対応してきたのである<sup>(33)</sup>。

この協定には貿易と投資に関する14項目の原則が列挙され、貿易および投資に関する包括的協議メカニズムが設定された。同時に個別の通商問題に関する協議の即時開始が約束された<sup>(34)</sup>。原則を規定している部分では、両国より自由な貿易を支持するために以下のことを確認している。すなわち、協議の重要性、GATT法に基づく権利の留保、メキシコの途上国としての地位およびGATT法に基づく途上国の権利義務、非関税障壁の撤廃、保護主義の弊害、サービス貿易の重要性、知的財産権の適切な保護、そして国境地域の開発に対する貿易の果たす役割等、が確認されている。

包括的な協議メカニズムが設定されたのは初めてであるが、30日以内に貿易に関する紛争が協議で解決できなかった場合には、さらにGATTの紛争解決手続をも含む他の手段に付すことができるとしている。このように貿易と投資に関する広範な規定を置く枠組協定は、GATTに基づく権利義務を補足する一方、そこでは捉えきれない米墨関係に固有な問題を扱うことができる形となっている<sup>(35)</sup>。

1989年10月3日に米墨は、87年の枠組協定を進めた形で、「貿易及び投資の促進交渉に関する了解」および準閣僚級の協議の場として、「貿易及び投資のための共同委員会に関する了解」に調印した<sup>(36)</sup>。今回の合意では、協議メカニズムに次ぎ、貿易の拡大および調整をはかるための公式な交渉過程が確立された。これに従って、従来の紛争解決型の協議ではなく貿易および投資を促進し、予見可能性および確実性を促すために関税・非関税障壁、技術、サービス等、予め分野ごとに交渉することになった。

### III GATT 加入の過程

1976年から自由貿易政策へと徐々に転換をはかっていたメキシコは、1979

年1月16日にGATT第33条に基づいて加入のための交渉を行いたい旨を通知した。これを受けてGATT内に議定書作成の作業部会が組織され、79年に議定書が作成された。メキシコはこれを全土に公表し、議論を持ちかけ、4カ月間の論争の末、80年3月18日に加入を見送ることを宣言した<sup>(37)</sup>。

メキシコは途上国の中で貿易国としては大きな地位を有しているにもかかわらず、GATTに加入していない数少ない国の一であった。特に最大貿易相手国である米国はメキシコのGATT加入を強く望んでいた。82年の債務危機、85年の大地震を経て、ようやくメキシコはGATT加入を決意して、再び86年に交渉を開始した。その結果、86年7月に加入議定書がまとめられ、7月25日にメキシコがこれを批准したことによって、30日後に92番目の締約国として、ついにメキシコのGATT加入が実現したのである。

ここでは、79年、86年に2度にわたって作成された作業部会の報告書および加入議定書の内容を整理することにより、79年のGATT不加入の理由、両議定書の相違を検討する。

## 1. 1979年の加入申請

### (1) 作業部会の報告書<sup>(38)</sup>

1979年11月16日に採択された作業部会の報告書において、作業部会はまず、メキシコの次のような陳述を想起した。すなわち、メキシコは発展途上国であり、自由貿易および無制限な競争に市場を開放すれば、以下で述べる重要な目的は達成できなくなるので、それゆえ対外通商と連係した産業開発政策および輸入規制の柔軟性を維持しなければならない旨、主張された(第4節)。

その目的とは、(a)発展途上国にとって農業部門が重要であることを鑑み、農業を保護育成すること、(b)国内の政治・経済・社会に従って産業の発展を保護育成すること、(c)経済および通商政策手段の実行のために必要な柔軟性を保証する相互受諾可能な条件を定めること、(d)開発政策は国内法規によって実施されるので、開発目的と一致した法規が完全に機能するように保障す

ること、である。そして、この目的達成に必要な措置をとる権利の承認を求めたのである（第5節）。

続いて、作業部会はメキシコの主張等を考慮し、以下のとおりメキシコの通商制度をあらゆる局面から検討した。

関税評価に関してメキシコは、従来、公定価格制を全輸入品に対してとっていたが、1979年7月以降は新しい法の下で輸入が被害を及ぼす場合にのみ例外的に適用するとした。また、現在はダンピングに関する法がなく、公定価格制および事前許可制によってこれに対処しているとした。作業部会は関税評価法の採用によって、評価制度の改善がみられたことに鑑み、GATT第7条の義務の完全な履行の要求は締約国団の検討に委ねた（第18-25節）。

事前輸入許可に関してメキシコは、一部は輸入割当を通してライセンス規制が実施されているとした。また、1977年から事前輸入許可に代わって関税措置をとり始めたが、計画の範囲内で必要に応じて再導入をはかるなどを認めるという柔軟性が必要であるとした。これに対して、関税による保護がGATTの基本であることから、第11条に違反するという意見があったが、結果的には数量制限や輸入許可に関しては、締約国団によって再検討されることになった（第27-33節）。

1977年6月の自動車産業開発法の中の国内部品調達義務は、幼稚産業として正当化できる場合を除いてGATT第3条第5項に反するという意見があった。これに対してメキシコは、抵触していないと反論し、さらに国家工業開発計画の目的達成のためには、現存する法規を適用し続け、必要な法および産業政策措置をとる権利および自由があるとし、この範囲で第3条第5項を留保した。作業部会はこれに対し、締約国の既得権を侵害しない限りにおいて、この発言に留意した（第37-40節）。

メキシコは政府調達に関する政策については、全く修正する意図はないとした。また、輸出規制に関しては、GATT第20条の(i)および(j)項に基づいていると主張した。そして、メキシコは将来にわたっても、財政・金融手段も含めて、産業および輸出の奨励をすることを決定し、これもGATTの規

定に従っていると主張した（第47-49節）。

最後に作業部会は、上記のとおりメキシコの対外通商制度全般を検討し、メキシコ代表の説明および保証を考慮した結果、メキシコを第33条に基づいて受け入れることを勧告し、加入議定書を作成したのである（第56節）。

## （2）加入議定書草案<sup>39</sup>

前文においてメキシコは発展途上国としての地位を享受できることが確認され、以下のことが規定された。

メキシコが加盟国となった場合、(a)GATTの第1、3、4部の規定および(b)議定書の日付にて有効な法規に反しない最大限度において第2部の規定に従うものとする。そしてGATT第1条の第1項に定める義務で第3条に関連するものおよび第2条2項(b)に定める義務で第6条の規定に関連するものは、この項の目的に従って第2部に属するものとみなす（第1項）。

事前許可から関税による保護への緩やかな代替計画に従って、また開発、財政および貿易の必要性に一致させて、メキシコは大部分の輸入品に対する数量制限および事前許可の撤回を進める意思がある（第3項）。現存する制限および輸入許可是締約国団の利益に対する被害を最小限にとどめるような方法で適用することを保証するように努め、そして、一般協定の第13条に従つてすべての制限を無差別原則に基づいて適用する（同項(b)）。

メキシコは現在公定価格が適用されている品目の評価を1978年の輸入製品に関するメキシコ関税評価法の一般評価原則を適用することによって、一般協定の第7条に一致するように努める（第4項）。

一般協定に基づいて締約国に生じる権利および利益を侵害することなく、メキシコは国家工業開発計画を、法制度および補足規定を通して実施し、計画の目的および目標の効果的な達成に必要であろう財政および金融的な性格を含むその他の法制度および産業政策措置を定める意図があることを締約国団は確認する（第5項）。

以上の加入議定書の内容を条件に締約国団はメキシコの批准を待ったが、

結局メキシコは1980年3月に加入を見送ることを宣言した。

### (3) GATT 不加入の理由

ポルティリョ大統領が不加入を決定した理由としては、次のことが挙げられる。第一に、経済発展を促進するために作成した国家工業開発計画等を実施する多くの法規を運用できないほど、GATT の規制が課せられる可能性があること。たとえば加入議定書第5項は、後半で財政・金融政策をとることを認めている一方、前半では締約国の権利を留保している。したがってメキシコの産業補助金を認め、締約国が相殺措置をとらない範囲が各国の裁量に任せられているので、計画の実施が不安定なものとなる<sup>(40)</sup>。第二に、GATT に加入しなくとも石油資産を力に二国間で取引することの方が有利であると考え<sup>(41)</sup>、加入すると逆にGATT 第20条の(g)項の適用によって石油政策の遂行を妨げられる恐れがあること。第三に、米国があまりにもメキシコのGATT 加入に熱心だったので、加入は米国を利することになるという不信感と米国に対する独立心が強かったこと。米国の石油会社収用42周年記念の日に決定が発表されたのも、その表れであろう<sup>(42)</sup>。そして最後に、これが決定の最大の理由であるが、大統領自身の有していた考え方そのものを変更せざるを得ない状況に追い込んだのは、次に述べる自ら引き起こした国内論争の結果から生じた国内の政治的反対圧力であるといえよう。

### (4) 国内要因

貿易自由化政策を徐々に行い、その延長でGATT 加入の申請をしたポルティリョは、1979年10月に初めのGATT 加入の議定書が完成した時点で、この議定書を受け入れるべきか否かを全国民に問うため、11月に全国に公表した。ポルティリョ自身は初めGATT 加入を推進する考えを有していた。しかし、大論争の末、自分の政治的立場を追いつめられることを危惧し、1980年3月に声明を出し、GATT に加入しないことを決定した。以下、ここではポルティリョがGATT 不加入を決定するに至った国内政治の様相を

みる。

反対勢力は、知識層内の民族主義者、民間部門内の保護主義者、そして政府内の立案者に大別できる<sup>(43)</sup>。国立経済学者大学（CNE）によって代表される知識層内の民族主義者の反対理由は次のようなものであった。(イ)1979年の国家工業開発計画の実施が危惧されること。すなわち、加入議定書および作業部会の報告書は開発計画に関連して、締約国の「権利および利益の侵害」をしないことをその実施の条件としているので、計画で予定している補助金や優先権の付与等が認められないことがあり得る<sup>(44)</sup>。(ロ)石油輸出の完全な管理ができなくなる恐れがある。すなわち、GATT 第20条(g)項は、輸出制限の例外として天然資源の保存について規定しているが、この場合は国内の生産または消費に対する制限と関連して実施しなければならないという条件が加わるので、自国の石油資源に対する完全な主権行使を失う恐れがある<sup>(45)</sup>。

また彼らは、GATT に従うならば、憲法<sup>(46)</sup>規定の一部の執行力さえ失うことになると主張している。たとえば、加入議定書の第1項(b)は、議定書に署名した時点で有効な法規に反しない範囲で GATT 第2部が適用されるとする。しかし、メキシコ憲法第131条2項は、政府に対外取引の規律に関する権限を与えてはいるが、経済開発に関する法規則は、立法ではなく、ほとんどが行政規則なのである。したがって、議定書の第1項(b)にかかわらず、メキシコはすべて GATT の規範に従わなくてはならないことになると危惧したのである<sup>(47)</sup>。

民間部門における有力な反対勢力は、中小企業を中心として組織されているメキシコ製造業会議所（CANACINTRA）である。彼らは外国との競争は多くの中小企業の倒産につながることを恐れ、GATT 加入は経済および社会の不平等を助長し、失業や貧困問題を悪化させる一方、巨大資本や多国籍企業のみを利することになるとして反対した<sup>(48)</sup>。

政府立案者による反対は、資源・産業開発、労働、農業、財政、そして外務の各省が多くの利益団体の主張を反映した形でなされた。そして GATT 議定書はポルティリョ政権下で作成された多くの工業開発計画を否定する結

果になると強調した<sup>(49)</sup>。

これに対して、GATT 加入の支持は、より自由な通商政策に同調する政府関係者、および外国との競争に対抗できる巨大民間企業であった。前者は、通商、内務、企画・予算の各省であり、GATT に加入することは長期の経済発展、輸出の多角化、輸入の合理化を促し、消費者により安価な商品を提供することとなる最良の方法であると考えていた<sup>(50)</sup>。また、巨大民間企業による支持の理由は、(イ) GATT 加入による経済的利益、すなわち外国市場への接近、競争による効率・生産力・品質の向上、およびインフレ抑制、新規投資の誘致、利益の再配分が行われること、(ロ) 多数の国家が加入していることによる利益、すなわち、GATT の全加盟国の貿易高は世界貿易高の 8、9 割を占めていること、(ハ) 加入すれば途上国としての法的権利が守られるこ<sup>(51)</sup>と、などを挙げている。

## 2. 1986年の加入申請

### (1) 作業部会の報告書<sup>(52)</sup>

1986年 7月 15 日付の作業部会の報告書においてはまず、メキシコが 2 度目の加入申請にあたって表明した、以下のような内容が記されている。メキシコ政府は国際通商の自由化、および途上国に対する特別かつ有利な待遇をも含めた公正かつ平衡な枠内での交渉を重視する。加入が早期に実現されるために、世界貿易において同水準にある締約国と一致させて関税率を拘束(bind) し、輸入許可を廃止する準備がある。また一方的に関税を従価の 50% を最高限度とし、主要な品目の関税を引き下げ、加入にあたっては最大限 50% に関税率を拘束する用意がある、と述べた(第 4-6 節)。

続いて作業部会はメキシコの主張および保証等を考慮し、以下のとおり事項別にいくつかの論点を検討した。関税制度に関しては、メキシコへの輸入には税が累積して課せられていることに注目した。メキシコは関税構造について、部門別開発計画に含まれる 9 部門は 8 年を超えない期間内で一時的に、

一般税に最高50%の付加税を課すことがあるが、それ以降は一般輸入税は50%を超えないことになるとした（第19節）。そして、付加費用、付加税および手数料については一般協定、特に第3条および8条に従って適用することを予定しているとした（第23節）。また関税評価については、1987年末までに輸入品に対する関税評価をすべて第7条に一致させ、公定価格制を廃止して、プラッセル関税率分類を適用するとした（第24-25節）。

メキシコは、事前許可制を関税による保護に代替させる政策を引き続き可能な限り行い、残っている数量制限および輸入許可要件は、一般協定の関連規定、特に第11、12、18、19、20および21条に従って通告、正当化されたとした。また数量制限および輸入許可要件は第13条に従いつつ無差別原則に従って適用されることを保証するとした（第29節）。

メキシコの代表は加入議定書の第1項および一般協定の関連規定に従って、国家開発計画および部門・地域別プログラムを実施する予定であることを確認した。さらに、一般協定に従った方法で国家開発計画から派生した部門・地域別プログラムを実施するための通商政策手段を使用することを確認した（第35節）。

財政・金融援助について、作業部会は輸出入の奨励、国家開発計画に基づく補助金について検討したが、メキシコはそれが一般協定の第16条に適合していることを証明するために、米墨間の補助金および相殺関税に関する了解、就中、米国はメキシコの開発計画の中にいかなる輸出補助金の要素も見いだしていないことを引用した（第48、54節）。

対外通商法に関しては、特に、輸出許可および不公正取引慣行について検討した。一般協定の第6条の適用に関してメキシコの代表は、対外通商法の第14ないし15条にはメキシコと補助金および相殺関税に関する国際協定を締結した国家に対して相殺関税を課す際に material injury test を付与する規定を有していることを宣言した。したがって、締約国に対しては GATT 第6条第6項(a)に規定されているとおりテストを付与するとした。また対外通商法はダンピング防止税を課す際のテストの適用も規定していることを確認し

た。セーフガード措置に関しても、serious injury test をも含む、一般協定第19条の規定に従うと宣言した（第62節）。

メキシコの代表は、この議定書の日付に活動している国有企業を統制するメキシコの法および規則は、無差別原則および対外取引に対する商業基準の適用をも含み、完全にGATT第17条の義務に一致していると言明した。また、メキシコ政府は国有企業による購入は、通告および他の手続も含めて、第17条に従うことを保証した（第66節）。

多角的貿易交渉の協定についてメキシコの代表は、一般協定加入後6カ月以内に、輸入ライセンス、アンチダンピング、スタンダードおよび関税評価の各協定に加入申請を行うと宣言した。また同時に補助金および相殺関税に関する協定の交渉を開始すると宣言した（第68節）。

メキシコはすべての加入議定書において、一般協定の第2部は議定書の日付に有効な法規に反しない最大限度において適用されると規定されていることに注目して、通商に関連してメキシコ憲法を施行する78の法令を提出した（第82節）。

そして、作業部会はメキシコが第19、23、25、29、35、62、66、68節で言及している特定事項に対する保証に留意した（第83節）。

以上の結果、最後に作業部会はメキシコの受け入れを締約国団に勧告し、加入議定書を作成したのである（第84節）。

## (2) 加入議定書<sup>(53)</sup>

前文においてメキシコは発展途上国としての地位を享受することが確認され、以下のことが規定された。

メキシコが加盟国となった場合、(a)GATTの第1、3、4部の規定および(b)議定書の日付にて有効な法規に反しない最大限度において第2部の規定に従うものとする。そしてGATT第1条の第1項に定める義務で第3条に関連するものおよび第2条2項(b)に定める義務で第6条の規定に関連するものは、この項の目的に従って第2部に属するものとみなす（第1項）。

農業に関して、締約国団はメキシコが経済社会政策の中でこの部門に与える優先的地位を承認する。これに関して、メキシコは報告書第29節の規定に従ってこの部門の目的と両立する範囲で事前輸入許可を関税による保護の緩やかな代替プログラムを継続する（第3項）。

締約国団は、メキシコが一般協定および報告書第35節に従って財政・金融上の措置を含む手段で、国家開発計画および部門・地域別開発プログラムを実施する意図のあることを確認する（第4項）。

メキシコは憲法に従って、天然資源主権行使する。メキシコは天然資源の保全に関連して、特にエネルギー部門において、社会および開発の必要性を基礎として、その輸出制限が国内の生産または消費に対する制限と関連して効果的に行われる場合、一定の輸出制限を維持することができる（第5項）。

### （3）1979年の加入議定書草案との相違

79年議定書草案との文言上の相違は、86年議定書が第3項において農業部門の優先的地位を、また第5項において天然資源主権について言及していることである。両者ともメキシコの要求で明示されることになったが、後者は特に前回の加入申請にあたって国内で議論された点であり、憲法第27条に一致させるために必要であった。その他は、メキシコが約束した一般輸入税の拘束、各種の税がGATTに従うこと、対外通商法において相殺関税を適用する際の条件、国有企業が行う取引に対して無差別原則および商業基準を適用すること、そして東京ラウンドの4つの協定への加入表明が、新たに加わった部分である。

79年の交渉時点ではメキシコのGATT加入の意思はあまり積極的でなく、国内法制がGATTと抵触していないことを弁護することに終始した。また、貿易の自由化の段階は低く、したがって議定書も比較的抽象的な内容となつた。それに対して、86年時では加入に向けて積極的に働きかけ、自ら大幅な約束を提示した。国内法制も自由化に向けて整備されている段階であり、議定書においても細かなところまで言及されている。このような取り組みが前

回盛り込まれなかつた農業、天然資源の規定の挿入につながつたのである。

#### IV 対外通商と GATT

GATT 加入にあたつて、メキシコは、対外通商に関する国内法制の整備を行い、加入後は議定書に従つてGATT法に適合するように調整することを求められた。加入に先立つて制定された新対外通商法もその一環であり、1987年7月には加入交渉時に約束していたダンピング防止協定、関税評価に関する協定（留保付）、技術貿易障害に関する協定（スタンダード協定）、輸入許可手続きに関する協定（ライセンシング協定）の4つの協定に署名した<sup>54)</sup>。また、補助金・相殺措置に関する協定、牛肉取締、国際酪農品取締にもオブザーバーとして参加することになった<sup>55)</sup>。ここでは1986年の新対外通商法を中心とした国内法制と加入によって生じた義務との関係を検討する。

##### 1. 新対外通商法

メキシコの対外通商の中心をなす法規は、憲法第131条および第73条第29項第1款の下で制定される。憲法第131条は第1項では「輸入もしくは輸出される、または、国の領土を通過する商品に課税すること」、同じく商品の流通を治安もしくは警察の理由により「いかなる時にも規律し、かつ、禁止することは、連邦の排他的権能」とされている。そして第2項で「対外取引、国の経済、国内生産の安定を規律する、または、国の利益となるその他の何らかの企図を達成するため、緊急とみなすとき、連邦議会は、政府に、議会の制定した輸出および輸入の関税率を引き上げる、引き下げる、もしくは禁止する、および、他の関税を設ける、同じく、產品、商品および資材の輸入、輸出、および通過を制限する、および禁止する権限を与えることができるものとする。」としている。また、憲法第73条で議会の権能が規定されており、

第29項第1款では貿易に関する租税公課を設定することが認められている。

憲法第131条第2項に従えば、大統領のみが輸入を制限することができ、対外通商全般にわたって法律を制定する権限が与えられている。それゆえ、国家の経済を保護するために对外通商を管理する必要性がある場合はいつでも制限を課すことができる<sup>59)</sup>。これに従い1986年1月13日付官報で「对外通商事項に関するメキシコ合衆国政治憲法第131条の規則法（新对外通商法）」と題するデクレトが公布された<sup>60)</sup>。これにより、1961年1月5日付官報で公布したメキシコ合衆国憲法第131条第2項の規則法は廃止された（暫定条項第2条）。对外通商一般を規定することを予定した当該デクレトによって、初めてアンチダンピング、補助金・相殺措置、セーフガード等の規定が以下のとおり包含された。

連邦行政府の権限は、

I. 輸出および輸入の関税額を増加、軽減または廃止しかつ他に制定すること、

II. (a)商品を一時的または最終的な方法で輸出または輸入するための事前許可要件、(b)生産余剰、市場の要求または国際協定および条約に基づく輸出または輸入される商品の最大限度額、(c)対象商品に相当する関税とは独立して適用されるべき、不公正国際取引慣行の状態にある商品の輸入に対する、暫定および最終的な補償関税、(d)商品の輸出または輸入の禁止をするための統制または制限措置を制定すること、

そしてIII. 国家安全、公衆衛生、動植物の衛生または種族の保存並びに利用の理由のため、外国から発送されかつ向かう商品の共和国内での流通または移動を制限すること、

である（第1条）。

これらの権限は、第1条第I項は官報に発行される連邦行政府のデクレトによって、第II項の規制および(c)の補償関税の決定は官報において発行される通商・産業振興大臣の決定または決議によって、第III項は連邦行政府の命令によって、実行される（第2条）。

第1条第Ⅱ項(a), (b), および(c)で規定する商品の輸出の統制または制限措置は次の場合に制定される（第4条）。すなわち、

- I. 国内市場の必要性および国際市場の状況に従って、国民の基本的消費に予定されている製品の供給、産業への原材料の供給を保証し、または有限な天然資源を統制ならびに管理するため、
- II. メキシコが署名した国際的な性質を有する条約および協定に従うため、
- III. 法または連邦行政府によって制定された輸出手続に従った国際通商活動を保証する場合、
- IV. 動植物を保護する場合、
- V. 歴史・芸術・考古学上の価値があるものを保存する場合、
- VI. 国家安全・公衆衛生等の規定に従って措置が必要な場合。

逆に第1条第Ⅱ項(a), (b), および(d)の商品の輸入の統制または制限措置は次の場合に制定される（第5条）。すなわち、

- I. 貿易収支または国際収支の不均衡を是正するために暫定的に必要とされる場合、
- II. 国家の経済状況または治安ならびに社会の利益に関する規定によって必要とされる場合、
- III. メキシコが署名した国際条約または協定に従うため、
- IV. 第三国によって一方的に適用されたメキシコの輸出への制限に対する対抗措置のため、
- V. 不公正国際取引慣行を構成する状態にある商品を国内市場へ導入することを阻止する必要がある場合、
- VI. 特定の輸入品目の量が同種の品目の国内生産者に対して重大な損害を与える恐れがあるような調子で増加している場合、
- VII. 国家安全、公衆衛生等の規定に従うために必要な場合。

対外通商法の中で不公正国際取引慣行とみなされる行為は、

I. 輸出国または原産国における消費に向けられる、同一または類似の比較可能な商品より低額で商品を輸入すること、比較可能な額がない場合または同一の物が典型ではない場合は、(a)輸出国または原産国から第三国へ輸出される同一または類似の商品の比較可能な最高価格よりも低い場合、または(b)輸出国の生産費、合理的なマージンおよび売上および輸送費を加算した結果よりも低い場合、

II. 輸出国または原産国において、承認された国際的慣行の場合を除いて、直接的または間接的に、輸出目的のいずれかの種類の、奨励金、報奨金、補助金等の援助の対象となっている商品の輸入、

である（第7条）。

補償関税の適用は、それを要求したいずれかの者によって、対象となっている商品の輸入が国家の生産に損害または損失を与えまたは与える恐れがあること、または産業の発展を阻害することが証明された場合にのみ最終的に決定されることを、相互主義を条件に、連邦行政府は他国の政府と合意することができる（第14条）。そしてこの決定は、第14条で記された合意において決められた基準を、または、それがない場合には、

- I. 不公正国際取引慣行の対象となっている輸入商品の数量、
  - II. 国内市場の同一または同種の商品の価格に与える影響、
  - III. 輸入された同一または類似の商品の国内生産者に与える影響、
- を考慮して、通商・産業振興大臣が行うことになっている（第15条）。

## 2. GATT 加入に伴う GATT 法の適用とメキシコの対応

GATT 加入に伴いメキシコは GATT 法上の義務を履行し、国内法制を調整することが求められた。加入交渉の作業部会において対外通商に関する諸事項が取り上げられ、いくつかの点が議論となつたが、以下、それらの点につきメキシコの対応を検討する。

GATT 第7条第2項(a)は、関税は輸入商品等の「実際の価額に基づく」

ものでなければならず、「任意の若しくは架空の価額に基づく」ものであってはならないことを要求している。公定価格制は本条に違反することとなるが、加入議定書第1項においてGATT第2部の規定は、現存する法律に反しない範囲でのみ適用されることになっていることから、メキシコは主張どおり、公定価格制度をダンピングや補助金付輸入に対する保護を提供するものとして正当化させ得たのである<sup>58</sup>。しかし、メキシコは加入にあたって報告書第25節のとおり、すべての関税評価をGATT第7条に一致させ、1987年末までに公定価格制を廃止し、ブラッセル関税率分類に従うことを約束した。そしてまず1986年に新対外通商法が制定され、同法でGATTの許可している相殺による救済およびダンピング防止税を採用したので、GATTに抵触する公定価格制を維持する正当性も必要性もなくなった。そこで実際に、約束の期限をもって公定価格を廃止し、1987年7月に関税評価協定に署名したのである。

GATT第11条第1項は、輸入許可を含めた関税・課徴金以外の制限措置を新設・維持してはならないとしている。こうした非関税障壁の撤廃を求めるGATTの趣旨に事前輸入許可制は反するが、メキシコは加入にあたって、該当品目を削減してきた。メキシコは報告書第29節のとおり、可能な限り輸入許可を関税に代替させ、残存する数量制限と輸入許可を通告し、GATT第11, 12, 18, 19, 20, 21条に従うとした。しかし注意しなければならないのは、新対外通商法は第1条で、一定の条件下で輸入許可要件を制定する権限を連邦行政府に与えていることである。この点に関しメキシコは第32節において、これらの制限は新対外通商法第5条の場合にのみ適用され、GATT第20条、21条の例外と一致し、議定書第1項の範囲にあるとした。輸入許可に関しメキシコはGATT加入後6カ月以内に、ライセンシング協定に署名することを約束し、それに従い1987年7月に約束が履行された。

GATTの基本原則の一つである最惠国待遇原則との関係では、輸入品に対する税や規制の差別的な待遇は、原則に反して現存する法律の範囲において免除されることになる。すなわち、現存する法律の範囲内であれば、特定

国の輸入に対して差別を行うことも可能となるのである<sup>(59)</sup>。この点につきメキシコは、加入にあたって報告書の第29節にあるとおり、GATT 第13条に従って数量制限および輸入許可を適用して輸入を管理することを約束した。

GATT 第6条は、ダンピング防止税および相殺関税の適用にあたって実質的な損害が発生しているか否か決定することを事前要件としている。新対外通商法は相殺関税や輸入許可要件によって補助金付またはダンピングされた輸入に対して保護を与えていたが、自動的な material injury test の使用は規定されていない。ところが、新対外通商法第14条ではテストに関して、相互主義を条件に、政府が他国と協定を締結する権限を与えている。GATT も新対外通商法第14条に規定する合意に当てはまるので、メキシコが GATT に加入することによって、締約国すべてに対して課税前にテストを行う義務が生じた<sup>(60)</sup>。

同様に GATT 第6条は、対抗措置としてダンピング防止税および相殺関税を認めているものの、輸入許可を使用することを認める規定は存在しない。ところが、新対外通商法第1条以下ではダンピングや補助金付輸出等の不公正取引慣行に対抗して輸入許可制を適用することを認めている。そして報告書の第57節以下において、「メキシコは GATT 第19条に基づいて重大な損害に対しては緊急措置として輸入許可要件を課すであろう」という主張が放置されているので、免責 (escape) 条項に従う限りにおいて輸入許可を導入する余地を与えることになった<sup>(61)</sup>。

そして最後に、米国がメキシコの GATT 加入を促した理由の一つである通商制度の透明性について、GATT 第10条が対外通商に関する規則は公平かつ合理的に、直ちに公表されなければならないとしているのに対して、新対外通商法では第2条以下で、当該法の下で行われるデクレトや命令等は官報に掲載されるとしている。

### 3. 多角的貿易交渉の各協定に対応する国内法

ダンピング防止協定に対応する国内法としては、まず新対外通商法が挙げられる。特に第7条ないし19条は不公正国際取引慣行について規定しており、第20条以下ではそれに対する措置が記されている。1986年11月24日に発効した国際取引の不公正慣行に関する規則<sup>(62)</sup>は、新対外通商法を施行するために不公正取引慣行の定義づけを行っている。また関税法<sup>(63)</sup>第35条は新対外通商法に従って適用される補償関税について規定し、国家財政法第117条では異議申し立ての方法について記されている<sup>(64)</sup>。

関税評価協定に対応するものは、プラッセル協定委員会の関税率品目表（CCCN分類）を基礎に作られた関税法であり（88年7月1日よりHS分類準拠に移行）、第3章で適用されるべき輸入商品の標準価格等について規定している。そして、1982年6月の関税法規則<sup>(65)</sup>の第3章においては標準価格について詳細に規定されている。

スタンダード協定に対しては、1988年1月の「新度量衡及び標準化に関する連邦法」が対応し、1961年の「規格及び度量衡に関する一般法」が廃止された<sup>(66)</sup>。

ライセンシング協定については、新対外通商法の第1条第I項(a)の輸入許可要件およびそれが適用される場合の条件を規定する第4条ないし5条が対応する。また1977年9月14日の連邦官報に掲載された規制対象商品の輸入及び輸出の許可に関する規則が詳細に行政手続規則を定めている<sup>(67)</sup>。

おわりに

ラテンアメリカ諸国の中でも、輸入代替型工業化政策に基づいて際だって独自の保護主義路線をたどってきたメキシコは、その国内市場の限界から経

済政策そのものを変更せざるを得なかった。特に、82年の石油価格の暴落と債務危機、85年の安定化政策の失敗による経済危機は輸出促進・自由化へと通商政策を根本的に転換させるのに充分であった。世銀およびIMF等の支援と指導を受けながらではあったが、それは通商規制の大幅な緩和と国内法制の改革へとつながったのである。国際通商体制を実質的に規律するGATTへの加入も貿易の拡大を望んでいるメキシコにとっては必然的な選択であったのであろう<sup>68)</sup>。また、同時に自由貿易を推進する米国とのより一層の協調も進むことになった。そして、そうした国際体制に則って経済活動を営むことを決意したメキシコは、その流れの中でGATTに調和させた形での国内法制の整備に向かうことになったのである。

輸入を規制してきた事前輸入許可制や公定価格制は、自由化へ向かう初期には、なおも外国からのダンピングや補助金付輸出などの不公正取引慣行から国内市場を保護することを理由に維持され、時には輸入規制の手段として再導入されてきた。ところが、85年の経済危機を契機にメキシコはGATT加入に合わせるようにして、アンチダンピング、相殺関税等の規定を包含したデクレトを公布し、新対外通商法が誕生することになったのである。

このように、メキシコはかなりの程度GATTに関連法規を一致させてきたのであるが、一国がその国内法制を大幅に転換するような場合には、今回のように経済危機等の要因が大きく影響するのであろう。そしてまた、国際通商に関しては、独自路線を歩む以外は、GATTに従うほかには実質的な選択肢はないのではなかろうか。

#### [注]

- (1) William R. Manning, *Early Diplomatic Relations between the United States and Mexico*, N. Y., 1968, pp. 205-209.
- (2) 24 Stat. 975 ; U. S. Treaty Series 223. 通商協定は1883年に調印され、1884年に発効したが、米国が必要な国内法を制定しなかったために全く実効性がないままに終了した。Charles I. Bevans (Com.), *Treaties and Other International Agreements of the United States of America 1776-1949*, vol. 9 (1972),

- pp. 855, 868.
- (3) 57 Stat. 833 ; Executive Agreement Series 311. テキストは, *Ibid.*, pp. 1109-1117.
  - (4) 55 U. N. T. S. 187 ; テキストは, General Agreement on Tariffs and Trade, *Basic Instruments and Selected Documents* (以下, *BISD*), vol. 4, 1969.
  - (5) Richard D. English, "The Mexican Accession to the General Agreement on Tariffs and Trade," *Texas International Law Journal* (以下, *T. I. L. J.*), vol. 23, 1988, p. 366-367.
  - (6) Dale Story, "Trade Politics in the Third World: a case study of the Mexican GATT decision," *International Organization*, vol. 36, 1982, p. 771.
  - (7) Guy C. Smith, "The United States-Mexico Framework Agreement : Implications for Bilateral Trade," *Law & Policy in International Business* (以下, *Law & Policy*), vol. 20, 1989, p. 661.
  - (8) アジア経済研究所『経済政策支援借款等ノン・プロジェクト型援助推進のための基礎調査—世銀の構造調整融資を中心として—(報告書)』(以下,『報告書』) 1988年, 248ページ。
  - (9) Edward F. Buffie & Allen Sangines Krause, "Mexico 1958-86: From Stabilizing Development to the Debt Crisis," in Jeffrey D. Sachs (ed.), *Developing Country Debt and the World Economy*, Chicago, 1989, p. 147.
  - (10) Sidney Weintraub, *Free Trade between Mexico and the United States?*, Wash. D. C., 1984, pp. 75-76.
  - (11) Buffie & Krause, *op. cit.*, p. 147.
  - (12) Smith, *op. cit.*
  - (13) Weintraub, *op. cit.*, p. 76.
  - (14) Buffie & Krause, *op. cit.*, p. 155.
  - (15) 『報告書』, 258ページ。
  - (16) 同上, 247-248ページ。
  - (17) Smith, *op. cit.*, p. 662.
  - (18) 『報告書』, 249ページ。
  - (19) Buffie & Krause, *op. cit.*, p. 161.
  - (20) Luis Rubio F. , Cristina Rodriguez D. & Roberto Blum V. , "The Making of Mexico's Trade Policy and the Uruguay Round", in Henry R. Nau (ed.), *Domestic Trade Politics and the Uruguay Round*, N. Y. ,1989, pp. 168-169, 185.
  - (21) 『報告書』, 254ページ。
  - (22) United States International Trade Commission (USITC), *Operation of the*

- Trade Agreements Program* (以下, *O.T.A.P.*), 39th Rep. (1987), 1988, at 4-34.
- (23) Brian C. Brisson, "U. S.-Mexico Trade Continues to Expand and Improve," *Business America*, vol. 110, Dec. 4. '89, p. 7.
- (24) 米国は自らメキシコのGATT加入につき積極的な役割を果たしてきたと報告している。United States Trade Representative, *National Trade Estimate: 1986 Report on Foreign Trade Barriers*, 1987, p. 181; USITC, *O.T.A.P.*, 38th Rep. (1986), 1987, at 4-36.
- (25) 注(3)参照。
- (26) John H. Rooney, Jr., "The United States-Mexico Trade Agreement of 1977," *T.I.L.J.*, vol. 13, 1978, p. 441 fn. 35 & pp. 454-455.
- (27) Weintraub, *op. cit.*, p. 56.
- (28) *Ibid.*, p. 19 fn. 21 & pp. 85-86 fn. 34.
- (29) Smith, *op. cit.*, p. 665 fn. 63.
- (30) Diario Oficial, Miécoles 15 de mayo de 1985, pp. 8-11. 英訳は、*Business Mexico* (以下, *B.M.*), Nov. '85, pp. 98-101参照。
- (31) *Ibid.*, p. 98.
- (32) テキストは、*International Legal Materials* (以下, *I.L.M.*), vol. 27, 1988, pp. 439-441。
- (33) Abelardo L. Valdez, "A Proposal for Establishing a United States- Mexico Co-Production Zone," *Law & Policy.*, vol. 20, 1989, p. 649.
- (34) *I.L.M.*, vol. 27, 1988, pp. 441-442.
- (35) Smith, *op. cit.*, pp. 659-660.
- (36) テキストは、*I.L.M.*, vol. 29, 1990, pp. 36-41。
- (37) Weintraub, *op. cit.*, p. 84.
- (38) GATT Doc. L/4849, *BISD*, 26th Supp., 1980, pp. 238-256.
- (39) *Ibid.*, pp. 256-260.
- (40) Weintraub, *op. cit.*, pp. 87-88.
- (41) G. C. Hufbauer, W. N. Harrell Smith IV & F. G. Vukmanic, "The Trade Issue in U. S.-Mexican Relations," in Carlos Vásquez & Manuel García y Griego (eds.), *Mexican - U. S. Relations Conflict and Convergence*, Los Angeles, 1983, p. 241.
- (42) Story, *op. cit.*, p. 775.
- (43) *Ibid.*, p. 781.
- (44) *Ibid.*, p. 784 ; Colegio Nacional de Economistas (CNE), "The Case Against GATT, 1980," in Vásquez & García (eds.), *op. cit.*, p. 289.

- (45) *Ibid.*, p. 294.
- (46) テキストは, *Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos*, 85a. ed., Editorial Porrúa, S. A. , 1988。邦訳は, 中川和彦『メキシコ憲法の諸問題』(ラテン・アメリカ法協会, 1985) 41-138ページ参照。
- (47) CNE, *op. cit.*, p. 295.
- (48) Story, *op. cit.* pp. 785-786.
- (49) *Ibid.*, pp. 786-787.
- (50) *Ibid.*, pp. 787-788.
- (51) *Ibid.*, pp. 789.
- (52) GATT Doc. L/6010, *BISD*, 33rd Supp. 1987, pp. 57-87.
- (53) GATT Doc. L/6036, *Ibid.*, pp. 3-6.
- (54) いざれもテキストは, *BISD*, 26th Supp., 1980所収。
- (55) GATT, *GATT Activities 1988*, Geneva, 1989, pp. 172-174.
- (56) Jose Othon Ramirez Gutierrez, "Legal Aspects of Importing Goods into Mexico (Chapter 25A)," in Susan K. Lefler (ed.), *Doing Business in Mexico*, vol. 1, 1986, at 25A-3.
- (57) LEY Reglamentaria del Artículo 131 de la Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos en Materia de Comercio Exterior. テキストは, Secretaría de Comercio y Fomento Industrial, *Sistema Mexicano de Defensa Contra Prácticas Desleales de Comercio Internacional*, 3a. ed. , (Mexico, n. a), 英訳は, *B. M.*, Feb. '86, pp. 100-103参照。
- (58) *Ibid.*, p. 376.
- (59) English, *op. cit.*, p. 371.
- (60) *Ibid.*, p. 384.
- (61) *Ibid.*, p. 385, fn. 339.
- (62) テキストは, Jorge Witker V. & Ruperto Patiño Manffer, *La Defensa Jurídica Contra Prácticas Desleales de Comercio Internacional*, 1987, pp. 153-170 所収。
- (63) テキストは, *Leyes y Códigos de México Legislación Aduanera*, sexta ed., Editorial Porrúa, S. A, 1986, pp. 7-94.
- (64) Jorge Witker V., *Los códigos de conducta internacional del GATT suscritos por México*, Mexico, 1988, p. 44.
- (65) テキストは, *Leyes y Códigos de México Legislación Aduanera*, sexta ed., Editorial Porrúa, S. A, 1986, pp. 95-194.
- (66) Witker, *op. cit.*, p. 114.

- (67) *Ibid.*, p. 70.
- (68) Storyは79年の加入申請は、到達した経済の発展段階と貿易高の必然的要素であることを強調するが、むしろ両時点とも経済危機によって加入の必要性が生じたといえよう。Story, *op. cit.*, pp. 770-772.

**【付記】** 1990年6月11日、メキシコおよび米国との間で米墨自由貿易協定の締結に関して合意がなされ、共同コミュニケが発表された。それによると、同協定の内容は、(1)関税障壁の段階的撤廃、(2)輸入枠、輸入ライセンス等の非関税障壁の大幅撤廃、(3)特許権等、知的財産権保護の確立、(4)ダンピング等の通商上の紛争解決の公正化、(5)一般通商、サービス貿易および投資拡大の整備措置が盛り込まれることが確認された。その後、同協定には米国と自由貿易協定を既に締結していたカナダの参加が決まり、米墨加の北米自由貿易圏構想に向けて、1991年6月から本格的交渉が始まっている。この交渉では、関税の漸進的廃止、非関税障壁の廃止、貿易上の紛争解決機構の創設が主な議題となっているといわれる。